



加盟店受付開始

令和4年11月1日(火)

※ 11月25日までに加盟店登録をされた場合、12月初旬に発行する電子地域通貨の加盟店一覧(チラシ)に掲載されます。

申請方法

加盟店規約の内容に同意の上、「申請書」を市へ提出するか裏面の登録フォームから申請してください。

- ※ 市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請してください。
- ※ 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申請はできません。

◆ 申請書の提出による申請

申請書に必要事項を記入し、郵送、電子メール、FAXなどで下記宛に提出してください。(申請書は、市ホームページや市役所デジタル行政推進課で入手してください。)

【提出先・問合せ先】

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

渋川市総合政策部デジタル行政推進課

Tel :0279-25-8414 FAX :0279-24-6541

メールアドレス: digital@city.shibukawa.gunma.jp

加盟店規約は、市ホームページ「加盟店募集」をご確認ください。

こちらの
二次元コードから



◆ 加盟店登録フォームからの申請

次のURLまたは二次元コードからWEBで加盟店登録できます。

URLはこちら

<https://logoform.jp/form/vhNX/161612>

二次元コードはこちら



加盟店登録料

無 料

地域貢献協力金

決済額の1%を地域貢献協力金としてご負担していただきます。

※ 地域貢献協力金は、市が行う「将来世代への投資」を目的とする事業の財源として充当させていただきます。

※ CMS上の「決済手数料」の欄が、ご協力いただいた「地域貢献協力金」に該当します。

加盟店への補助

◆ 準備費用 ◆

加盟店登録された店舗等の準備費用として補助金を交付します。

(のぼり旗用の旗竿・土台、導入した端末機の通信整備などの費用)

【対象】 登録された全ての加盟店

【金額】 10,000円

◆ 端末購入費用 ◆

スマートフォンを使用しない人が、専用カードで地域通貨を利用できる環境を整備するため、二次元コード読取り端末(スマートフォン、タブレット)を購入するための費用を補助します。

【対象】 二次元コード読取り端末を新たに購入する加盟店

【金額】 上限30,000円(3台まで)

登録加盟店セットの配布

加盟店に登録いただくと、渋谷Payの加盟店である証として二次元コード台紙、ステッカー、のぼり旗、ポスターなどを送付させていただきます。

キャンペーンポイント付与事業の実施

渋谷Payの利用者増加及び非接触型決済サービスの推進のため、令和4年12月12日から令和5年3月15日までの間、キャンペーンポイント付与事業を実施します。

◆ チャージポイントの付与

【付与額】 現金チャージ額の30%

【付与上限額】 一人当たり30,000ポイント

【付与時期】 現金チャージに合わせて付与

◆ ダウンロードポイントの付与

【付与額】 3,000ポイント

【付与上限額】 一人当たり3,000ポイント

【付与時期】 アプリケーションソフトウェアのダウンロード後、市が発行する所定の二次元コードの読み取りに合わせて付与

◆ 予算額

両ポイント付与の合計予算額 120,000,000円